

麻薬小売業者間譲渡許可に関する手続きについて

1 麻薬小売業者間譲渡許可の継続申請について

現在許可を受けている麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間満了後に、引き続き許可を希望する場合、必ず御確認ください。

(1) 提出期限

令和6年11月29日（金）まで

(2) 必要書類

2 ページ目「3 必要書類等」を参照

(3) 申請上の留意点

- ・申請書の備考欄に「継続」と記載し、現在の譲渡許可番号を記載すること。
- ・麻薬小売業者免許を継続申請中の場合、当該申請書の写しを添付すること。
- ・本年12月末で麻薬小売業者免許の有効期限満了し継続しない又は本年12月末までに廃止する予定の麻薬小売業者を、麻薬小売業者間譲渡許可の継続の申請者に含めないようにすること。
- ・有効期間の満了する麻薬小売業者間譲渡許可書は、許可を受けた日から5年間保存してください。返納は不要です。（継続申請しない場合も返納は不要となります。）

2 申請先等

(1) 受付窓口

薬務課麻薬係

（県保健福祉（環境）事務所、保健所設置市保健所では受け付けておりません。）

(2) 受付方法

持参又は郵送。

持参の場合は、事前に薬務課麻薬係まで日時を御連絡ください。

（郵送先）

〒812-8577

福岡市博多区東公園7-7

福岡県保健医療介護部薬務課 麻薬係

電話：092-643-3287

(3) 手数料

無料。ただし、(4) のとおり許可書の郵送に要する費用は申請者負担とします。

(4) 許可書の受取方法

- ・許可書は、薬務課にて令和6年12月11日（水）以降受取となります。
- ・郵送希望の場合は、返信用封筒（レターパック推奨）に宛先を記入した上で、併せて提出してください。
- ・郵送受取の方には、令和6年12月11日（水）以降、順次発送いたします。
- ・原則として申請の代表者へ、一括して許可書を交付（郵送）します。

3 必要書類等

ア 申請書

麻薬小売業者間譲渡許可申請書 1部

（申請者欄が不足する場合などは届出書別紙を併せて用いること。）

イ 添付書類

- ・全ての申請者の麻薬小売業者免許証の写し 各1部
- ・全ての申請者の麻薬業務所の所在地分布が分かる地図、所要時間の一覧表等 1部
（地図等は全ての申請者が同一市町村内である場合には省略可）

ウ 麻薬小売業者免許の継続申請書の写し（継続申請の該当がある場合のみ）

エ 返信用レターパック等（宛名を記載し折り畳んで同封してください）

*様式は、福岡県庁ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/mayakukourikanjoutokeizoku.html>

4 その他

- ・同一麻薬小売業者が、同時に2つ以上の麻薬小売業者間譲渡許可を受けることはできません。
- ・麻薬の譲渡しの要件を確認すること。
 - * 2以上の麻薬小売業者が、他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする場合
 - * 麻薬小売業者が、麻薬卸業者から譲り受けた麻薬を90日経過後、又は麻薬卸業者から譲り受け、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合、譲渡しの日から90日経過後、その残部を他の麻薬小売業者へ譲り渡そうとする場合